

新・大阪府発達障がい児者支援プラン評価（案）

- ・ 第2回部会でお示したとおり、旧プランの評価、新プラン（平成30年度から令和2年度）における「めざすべき姿」と「発達障がい児者支援の主な取組と成果」、関連する事業の平成30年度から令和2年度の決算を記入しています。
- ・ 今回、平成30年度から令和2年度の実施状況をもとに事務局で評価のたたき台を記入しています。

令和3年11月
大阪府障がい者自立支援協議会
発達障がい児者支援体制整備検討部会

目 次

施策体系と具体的な取組

- (1) 早期気づきと早期発達支援の充実
- (2) 発達支援体制の充実
- (3) 教育分野における支援の充実
- (4) 就労支援と就労継続のための生活支援の充実
- (5) 地域生活支援と相談支援体制の充実
- (6) 専門的な医療機関の確保等
- (7) 家族支援の充実
- (8) ライフステージを通じた一貫した支援のための取組
- (9) 発達障がい理解のための取組

施策の体系と具体的な取組（１）早期気づきと早期発達支援の充実

旧プランにおける早期発見から早期発達支援へ（①乳幼児健診精度の向上）での評価

評価	① 乳幼児健診の精度向上を目的として、府内全市町村で1歳6か月児健診、3歳児健診の問診票に発達障がいの早期発見の視点を取り入れたことにより、問診時の尋ね方は府内で統一性の確保が図られた。 ② また、発達障がいに関する研修を受講し、その特性を理解した保健師を全市町村が乳幼児健診に配置しており、早期発見や療育へのつなぎの強化を図ることができた。 ③ その一方、改訂後の乳幼児健診問診票の活用調査結果を踏まえた市町村支援や、乳幼児健康診査受診結果による改訂問診票の評価、について今後どのように取り組むか検討が必要である。 ④ かおテレビは、早期発見のきっかけを得るのに有効であり、活用が5市町村で定着するなど、各市町村の実情に応じた形で早期発見・早期発達支援への取組が強化されている。 ⑤ なお、かおテレビの導入にあたっては、市町村の健診受診者数の規模や実施体制等により運用上の制約を受けるため、今後、活用を希望する市町村がある場合には、府所有機器の貸し出しも含め情報提供を行うなどにより、引き続き支援すべきである。
----	---

旧プランにおける早期発見から早期発達支援へ（②気づきを支援する人材の育成）での評価

評価	① 計画期間中に全43市町村で、延べ1,525人の発達障がいの特性を理解した幼稚園教諭又は保育士を養成し、全ての市町村に一定数の気づき支援人材の配置を進めた。 ② 気づき支援人材の育成は、地域の人材を対象に市町村が主体的に取り組むとともに、これを補完する形で府も発達障がいの可能性のある子どもに適切な支援・配慮を行えるよう、専門的な研修機会の確保に努めるなど、府、市町村が役割分担の上で進めるべきである。 ③ このため、これまでニーズが高かった基礎研修や応用研修については、今後とも府のスケールメリットを活かして実施していくとともに、研修の実施に併せて、将来的に各市町村が単独でも実施できるような手法を検討することも必要である。 ④ 併せて府は、保護者の発達障がいへの支援に関しても、気づき支援人材の理解が進むよう、研修内容等を工夫すべきである。
----	---

新プランにおけるめざすべき姿

- 乳幼児健診を中心とした早期発見と、それぞれの子どものニーズに応じた支援が受けられる体制が整っている。
- 成果指標：医療と福祉の連携体制の構築（確保）

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）																																							
➤ 医療と福祉の連携強化による早期発見・気づきを支援につなげる仕組みづくり（相談機能・地域の支援力の拡充を含む） ○医療機関向けに発達障がいに関する福祉サービス等の情報を提供するため、「発達障がいのある方の支援のための医療機関向け福祉のハンドブック（以下、「医療機関向け福祉のハンドブック」という。）」を作成し、ネットワーク登録医療機関に配布（R1） ○2次医療圏毎に1か所、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図った。（H30～R2） ○改訂した、発達障がいの早期発見のための問診項目を取り入れた乳幼児健診問診票の効果的な活用に向けた支援として、既存の研修を活用し、保健師向け研修を実施（H30～R1）	◆医療と福祉の連携強化による早期発見・気づきを支援につなげる仕組みづくり（相談機能・地域の支援力の拡充を含む） ○医療機関向け福祉のハンドブックを74登録医療機関に配布 ○拠点医療機関の指定 <table><tr><th>圏域名</th><th>拠点医療機関名</th><th>拠点医療機関指定</th></tr><tr><td>豊能</td><td>大阪大学医学部附属病院</td><td>令和2年度から</td></tr><tr><td>三島</td><td>大阪医科大学附属病院</td><td>令和元年度から</td></tr><tr><td>北河内</td><td>大阪精神医療センター</td><td>平成30年度から</td></tr><tr><td>中河内</td><td>八尾市立病院</td><td>令和2年度から</td></tr><tr><td>南河内</td><td>近畿大学病院</td><td>令和元年度から</td></tr><tr><td>泉州</td><td>大阪母子医療センター</td><td>平成30年度から</td></tr></table> ○保健師研修 <table><tr><th>年度</th><th>H30</th><th>R1</th></tr><tr><td>受講者数</td><td>67名</td><td>62名</td></tr></table> ※R2は新型コロナウイルスの影響により未実施 （参考）保健師研修（H25～H29） ・乳幼児健診における早期発見及び保護者支援や療育に関する情報提供など発達障がいの特化した研修を実施 43市町村442名が受講 <table><tr><th>年度</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th></tr><tr><td>受講者数</td><td>144名</td><td>108名</td><td>103名</td><td>34名</td><td>53名</td></tr></table>	圏域名	拠点医療機関名	拠点医療機関指定	豊能	大阪大学医学部附属病院	令和2年度から	三島	大阪医科大学附属病院	令和元年度から	北河内	大阪精神医療センター	平成30年度から	中河内	八尾市立病院	令和2年度から	南河内	近畿大学病院	令和元年度から	泉州	大阪母子医療センター	平成30年度から	年度	H30	R1	受講者数	67名	62名	年度	H25	H26	H27	H28	H29	受講者数	144名	108名	103名	34名	53名
圏域名	拠点医療機関名	拠点医療機関指定																																						
豊能	大阪大学医学部附属病院	令和2年度から																																						
三島	大阪医科大学附属病院	令和元年度から																																						
北河内	大阪精神医療センター	平成30年度から																																						
中河内	八尾市立病院	令和2年度から																																						
南河内	近畿大学病院	令和元年度から																																						
泉州	大阪母子医療センター	平成30年度から																																						
年度	H30	R1																																						
受講者数	67名	62名																																						
年度	H25	H26	H27	H28	H29																																			
受講者数	144名	108名	103名	34名	53名																																			

2

主な取組（H30からR2）

➤ 保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもにかかわる支援人材の継続的な育成

○発達障がいの可能性のある子どもに適切な支援・配慮を行えるよう、研修機会の確保（H30～R2）

※ H29.1に府と塩野義製薬株式会社との間で「子どもの未来支援に係る連携・協力に関する協定」を締結し、発達障がい児者支援を連携分野の一つとして事業連携・協力により実施

○保護者の発達障がいへの支援に関してカリキュラムの検討、開発を進める。

主な成果（H30からR2）

◆保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもにかかわる支援人材の継続的な育成

○基礎講座

（R2は新型コロナウイルスの影響により、参加人数を制限）

年度	H30	R1	R2
受講者数	520名	268名	69名

○実践講座

年度	H30	R1	R2
受講者数	62名	65名	61名

○保護者に対する支援についても研修内容に盛り込んだ（R2）

（参考）気づき支援人材育成事業（H25～H29）

・保育士、幼稚園教諭等を対象として発達障がいの理解や早期気づきの意義等に関する研修を実施

○基礎研修（43市町村1,101名受講）

年度	H25	H26	H27	H29※
受講者数	170名	164名	257名	510名

（※H29事業連携協定に基づき実施）

○応用研修（30市町村370名受講）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
受講者数	51名	83名	73名	89名	74名

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）
➤ 保護者の理解を助ける社会性発達評価装置（かおテレビ）を活用した市町村を支援 ○かおテレビを活用している市町村への支援を実施（H30～R2）	◆保護者の理解を助ける社会性発達評価装置（かおテレビ）を活用した市町村を支援 ○活用市町村 H30：池田市※、泉大津市、太子町、河南町、千早赤阪村※ R1：池田市※、泉大津市、太子町、河南町、千早赤阪村※ R2：池田市※、泉大津市、八尾市、河南町、千早赤阪村※ ※ 池田市と千早赤阪村は独自の機材で実施、他は府の機材を活用 （参考）府のモデル事業（H26～H28）を実施 ➤モデル事業：泉大津市、守口市、貝塚市、河南町、千早赤阪村、枚方市※1 ※1協力市

関連事業名と費用
H30：発達障がい専門医療機関ネットワーク構築事業 2,864千円、乳幼児健診体制整備事業 159千円 R1：発達障がい専門医療機関ネットワーク構築事業 3,172千円、乳幼児健診体制整備事業 162千円 R2：発達障がい専門医療機関ネットワーク構築事業 4,202千円、乳幼児健診体制整備事業 248千円 （他に「新・子育て支援交付金」を活用し、かおテレビを活用する市町村を支援） H30からR2 発達障がい児支援のための保育士・幼稚園教諭研修（基礎講座・実践講座）は「子どもの未来支援にかかる連携・協力に関する協定」に基づき共催実施



評価	①74登録医療機関に「医療機関向け福祉のハンドブック」を配布した効果を、令和3年度の初診待機状況等を医療機関へ調査する際に確認し、さらなる福祉と医療との連携に関する取組の必要性を精査すべき。（ハンドブックの改訂版＜R3年度版＞を併せて送付） ②令和2年度までに、二次医療圏に1か所の拠点医療機関の指定を行ったが、登録医療機関における初診待機期間の平均値が約7週間から8週間とほぼ横ばいであり、圏内のネットワークが機能するにはしばらく時間を有すると思われる。今後は、二次医療圏での拠点医療機関と登録医療機関との医療機関研修など診療機能の強化やネットワーク化に資する取組の推進や、府内6拠点医療機関間での協議の場の設置などにより府域での診療機能の均てん化を図る必要がある。 ③1歳6か月健診、3歳児健診での問診時の尋ね方について府内で統一性が確保された中、今回の計画期間中、発達障がいに関する研修を受講した保健師が令和元年度末までで延べ129名となった。引き続き、発達障がいの特性を理解し、専門的知識を有する保健師の育成が必要である。 ④保育士等の研修について、平成30年度から令和2年度までで41市町村、延べ857名の発達障がいの特性を理解した保育士等を養成した。府内に約2万5千人の保育士が従事している現状から、引き続き、保育士等の気づき支援人材を養成する取組は必要である。 ⑤かおテレビについては、計画期間中に6市町村が乳幼児健診で活用し、早期気づきに寄与した。なお、引き続きかおテレビを健診に活用したいという市町村のニーズに対応した支援は必要である。
-----------	--

施策の体系と具体的な取組（２）発達支援体制の充実

旧プランにおける発達支援体制の充実での評価

評価	① 療育拠点が機関支援を実施した機関（事業所）数は当初の目標である120か所を大きく超えており、府内全域で地域の障がい児通所支援事業所等に対する人材育成や機関支援の機能を発揮してきた。 ② また、市町村主体の個別療育については、既に42市町村で実施されていることから、個別療育は一定各市町村にも定着し、量的には充足してきたと考えられる。 ③ 一方で、指定障がい児通所支援事業所は、計画期間中に248事業所から1,203事業所へと大幅に増加していることから、これらの事業所に対して、発達障がいのある子どもの個々の特性を踏まえた適切な支援ができるようなノウハウを提供していくことが重要であり、より身近なところで、質の高い療育を受けることができるようにしていく必要がある。 ④ 今後、障がい児通所支援事業所が高年齢児までを対象に含めた質の高いサービスを提供するため、療育拠点については、機関支援とこれを担う人材のスキルアップや養成・確保に向けた取組を検討していく必要がある。
----	--

新プランにおけるめざすべき姿

- 大阪府発達障がい児療育拠点（以下「療育拠点」という。）が地域の発達障がい児支援のレベルアップのための中心的な役割を果たしている。
 - 発見・気づきの受け皿として、より身近なところで、子どもの状態に応じた質の高い支援が受けられる体制が整っている。
- 成果指標：機関支援を受けた事業所数（確保）

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR 2）																
➤ 療育拠点の中核的機能の維持 ➤ 障がい児通所支援事業所に対する機関支援 ○府内 6 カ所の大阪府発達障がい児療育拠点の専門的なノウハウを活用し、圏域内の障がい児通所支援事業所を対象とした機関支援を実施。また、療育拠点と機関支援を受けた事業所を中心に連携を進めた。（H30～R2）	◆療育拠点による機関支援の状況（H30～R2） <table><tr><th>年度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>機関支援実施機関（事業所）数</td><td>82</td><td>99</td><td>94</td></tr><tr><td>機関支援延べ回数</td><td>325</td><td>362</td><td>312</td></tr><tr><td>機関支援を受けた事業所がある市町村数</td><td>21</td><td>27</td><td>21</td></tr></table>	年度	H30	R1	R2	機関支援実施機関（事業所）数	82	99	94	機関支援延べ回数	325	362	312	機関支援を受けた事業所がある市町村数	21	27	21
年度	H30	R1	R2														
機関支援実施機関（事業所）数	82	99	94														
機関支援延べ回数	325	362	312														
機関支援を受けた事業所がある市町村数	21	27	21														

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）												
➤ 市町村が実施する療育機会確保の取組に対する支援 ○個別プログラムに基づく専門療育の機会を確保する市町村の取組（療育拠点の活用や市町村が独自に確保）を支援。（H30～R2）	（参考）療育拠点における機関支援の状況（H25～H29） <table><tr><td></td><td>計</td><td>平均 （件数／年）</td></tr><tr><td>機関支援実施機関（事業所）数</td><td>269</td><td>53.8</td></tr><tr><td>機関支援延べ回数</td><td>1,262</td><td>252.4</td></tr><tr><td>機関支援を受けた事業所がある市町村数</td><td>31</td><td></td></tr></table> ◆ 市町村による個別療育の提供 ○市町村独自による個別療育の実施：15市町村(R1) ○療育拠点の活用を含む個別療育の実施：42市町村（R1）		計	平均 （件数／年）	機関支援実施機関（事業所）数	269	53.8	機関支援延べ回数	1,262	252.4	機関支援を受けた事業所がある市町村数	31	
	計	平均 （件数／年）											
機関支援実施機関（事業所）数	269	53.8											
機関支援延べ回数	1,262	252.4											
機関支援を受けた事業所がある市町村数	31												

関連事業名と費用
H30：障がい児通所支援事業者育成事業 25,089千円 R1：障がい児通所支援事業者育成事業 25,089千円 R2：障がい児通所支援事業者育成事業 25,338千円 （他に「新・子育て支援交付金」を活用し、専門的個別療育に取り組む市町村を支援）



評価	①療育拠点から機関支援を受けた事業所数は、旧プラン期間中の平均件数を大きく上回っており、地域の障がい児通所支援事業所等に対する人材育成や適切な支援ノウハウの提供は着実に図られている。<u>今後は、国の動向などを見据えながら機関支援の対象者等の検討を進める必要がある。</u> ②<u>療育拠点を活用するなどして、42市町村が個別療育を提供している。このうち、療育拠点を活用している市町村数は27であり、療育拠点は、発達障がい</u><u>に特化した専門療育に対するニーズに応じて、平成17年度から平成20年度にかけて順次開始してきたが、本プランの計画期間中において、27市町村が療育拠点を活用し、個別療育を実施している。</u>療育拠点は機関支援だけでなく、<u>家族支援を含む</u>個別療育の実施に関しても機能を発揮し、地域の資源として活用されていると言える。 ③今後は、令和2年3月に本部会でとりまとめた提言のとおり、療育拠点は高年齢児（9歳以上）を<u>個別療育をはじめとした支援</u><u>個別療育</u>の対象に含め、質の高いサービスを提供すべき。また、教育との連携を見据えた機関支援の実施と、これを担う人材のスキルアップや養成・確保に向けた取組を進める必要がある。
----	---

施策の体系と具体的な取組（３）教育分野における支援の充実

旧プランにおける学齢期の支援の充実（①通常の学級に在籍する児童生徒への支援）の評価	
評価	① 通常の学級における発達障がい等支援や通級指導教室の充実・活用といった取組を進めてきた結果、「授業内容がわかる」子どもの割合は、全国平均にほぼ近似の値まで増加しており、一定の成果があったことが認められる。 ② 教育委員会が主体となった調査研究等により、発達障がいの可能性のある児童生徒の各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎに関する研究成果や児童生徒に対する校内支援体制充実のための組織強化に当たった課題等が確認されている。 ③ これらの課題等については、フォーラム等を通じた教員等へのフィードバックにより、現場レベルでの発達障がいに係る対応力の強化が図られているが、「学校経営」という視点から、校長をはじめとする管理職が研修等を通じて発達障がいに関する理解を深めるとともに現場の課題についての認識の共有を図ることが重要である。

旧プランにおける学齢期の支援の充実（②高等学校における支援）の評価	
評価	① 高校生活支援カードは大阪独自の取組としてその活用が進み、個々の特性を把握した適切な支援と指導の充実の成果が表れているが、支援を要する生徒に対する個別的教育支援計画の作成は約7割となっており、さらなる活用が望まれる。 ② 支援教育サポート校を通じた校内支援体制や仲間づくり、教科指導等のノウハウの共有化による高等学校の支援教育力の充実を図る取組については、高等学校間での定着・活用が見られ、連携強化が進んできた。 ③ 府立高校全校への臨床心理士の配置による支援体制は確立したが、発達障がいのある生徒への支援や教職員へのコンサルテーション等を当該生徒や各校の事情に応じて効果的に実施していくことが重要である。

新プランにおけるめざすべき姿	
➤ 支援が必要な子どもが在籍している全ての学校園で個別的教育支援計画が作成されている。 ➤ 全ての学校園で発達障がいの理解が進み、支援方法の普及や個別的教育支援計画の活用などによって適切な支援が行われている。 ●成果指標：個別的教育支援計画の作成・活用（拡充）	

主な取組（H30からR2）

➤ 支援学校のセンター的機能の発揮

- 府立支援学校が支援教育におけるセンター的機能を発揮、小・中学校等で支援の必要な児童生徒に関して、学校（教職員や保護者）からの支援要請に即応できる体制の整備を図った。（H30～R2）

➤ 教育センターの研修等による子ども理解の促進と、指導・支援方法の充実

- 発達障がい等支援を必要とする小・中学校等の児童生徒に対する支援体制を充実するため、組織強化に必要なノウハウや効果的な学校運営の在り方について研究を実施。（H30～R2）
- 発達障がいをはじめとする全ての障がいのある子どもの理解を深めるため、講義・演習、実践交流等を中心に、支援学校の初任者研修や10年経験者研修の法定研修をはじめ、市町村立学校の教員を対象とする研修を実施。（H30～R2）

主な成果（H30からR2）

◆ 支援学校のセンター的機能の発揮

- 幼稚園・認定こども園・小・中学校・高等学校・私立学校への訪問相談や来校相談、「個別の指導計画・個別の教育支援計画作成に関する研修」等を実施

年度	H30	R1	R2
訪問・来校相談件数	2,146件	2,288件	2,590件
研修講師派遣回数	341回	360回	156回

◆ 教育センターの研修等による子ども理解の促進と、指導・支援方法の充実

- 障がいのある子どもの障がいの状態や発達の段階を把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うための参考となる資料を作成し、教育センターWebサイトにより公開

○ 支援学校の初任者研修受講者数

年度	H30	R1	R2
受講者数	165	177	177

○ 支援学校の10年経験者研修受講者数

年度	H30	R1	R2
受講者数	126	130	218

○ 市町村立学校教員対象の発達障がい研修受講者数 （支援教育実践研修F、支援教育コーディネーター研修）

年度	H30	R1	R2
受講者数	253	206	152

主な取組（H30からR2）

➤「個別の教育支援計画」の作成・活用の一層の促進

- 支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室で指導を受ける児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進(H30～R2)

また、実践報告等を通して、「個別の教育支援計画」の作成・活用上の課題等を共有することにより、府内公私立の幼、小・中学校、高等学校、支援学校等での「個別の教育支援計画」作成の促進と効果的な活用、学校間の引継ぎ・連携の推進を図った。(H30～R2)

- 府立高校入学時に生徒・保護者が記載する「高校生活支援カード」を活用し、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒の支援を図った。(H30～R2)

障がいのある生徒の高校生活支援事業費（H30～R2）

- ・公認心理師等を全校に配置し、連絡協議会を年3回実施。障がいのある生徒への対応及び教職員へのコンサルテーション等を実施
- ・生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うため、学習支援員、介助員を配置

主な成果（H30からR2）

◆「個別の教育支援計画」の作成・活用の一層の促進

小中学校において、支援学級に在籍している児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒の「個別の教育支援計画」は100%作成しており、本人や保護者の意向を踏まえつつ、校内や関係機関で共有を図るとともに、定期的に評価・点検・見直しを行い、効果的な活用のために内容の充実を図った。

◆発達障がいのある府立高校の生徒に対する適切な指導・支援の充実

- 支援を要する生徒に対する個別の教育支援計画の作成
87.5%（H29）→ 100%（R2）
- 入学時、生徒・保護者が記入した高校生活支援カードの内容をもとに、発達障がいのある生徒に係る個々の特性を把握し、適切な支援について個別の教育支援計画の作成につながっている。
- 生徒の状況や保護者のニーズを把握し、高等学校卒業後の社会的自立に向けた学校生活をめざし、適切な指導・支援の充実を図っている。

◆学習支援員、介助員の配置

- 学習支援員、介助員の配置により、障がいのある生徒に対しきめ細かな支援ができ、学校生活の充実に効果があることが確認されている。

・配置状況

年度	H30	R1	R2
学習支援員	37校	29校	37校
介助員	33校	34校	28校

（参考）学習支援員、介助員の配置状況（H28～H29）

年度	28	29
学習支援員	34校	42校
介助員	29校	32校

主な取組（H30からR2）

- この他の教育分野における支援の取組

高等学校支援教育力充実事業（H30～R2）

- 校内支援体制や仲間づくり、教科指導等のノウハウを有する自立支援推進校等から指定した支援教育サポート校４校（柴島、枚方なぎさ、松原、堺東）による、知的障がいや発達障がいのある生徒が在籍する高校への訪問・来校相談の実施
- ブロック会議を開催（年４回）

特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業
(H29～30)

- 府内3地域（貝塚市、柏原市、富田林市）の各指定校に大学教授等専門家をスーパーバイザーとして派遣し、指導・助言
- 支援教育の視点を踏まえた効果的な学校運営の在り方についての研究成果を発信するため、小・中学校等の教職員を対象にシンポジウムを開催

主な成果（H30からR2）

- ◆ 大学での取組に関する国の施策との連携
- 発達障がいなどをはじめ、卒業前の就労で困っている学生をサポートする方策を検討。（R1）

- ### ◆府立高校における支援教育力の充実

- 府立高校の相談に応じて自立支援推進校等がこれまでに培った教科指導等のノウハウを共有するとともに、教育、医療、心理等の専門家を派遣し、生徒の障がいによる困難に関する判断や、望ましい教育的対応等について指導助言を行うなど、相談体制の充実を図る。

年度	H30	R1	R2
相談学校数	30校	33校	30校
相談件数	83件	101件	76件

(参考) 支援教育サポート校への相談学校数と相談件数 (H25~H29)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
相談学校数	25校	27校	40校	40校	39校
相談件数	41件	46件	88件	89件	98件

- ◆発達障がい等支援を必要とする児童生徒に対する支援体制充実のための組織強化に必要なノウハウや効果的な学校運営の在り方について研究
 - 研究を通して、支援教育の視点を踏まえた学校経営構築のポイントを以下のように取りまとめた。
 - ①支援教育の視点を盛り込んだ学校経営ビジョン
 - ②教職員の共通理解と主体的な推進体制
 - ③充実した実態把握に基づく指導・支援
 - 事業成果を府内に発信するため、研究冊子を府内の小中学校等へ配布した。
- (H30)
- ・スーパーバイザー派遣数 のべ15回
 - ・シンポジウム参加者数：505名（うち管理職111名）

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）
<u>通級指導担当教員等専門性充実事業(R1)</u> ○ 拠点校4校（高槻市、四條畷市、松原市、岸和田市）へ有識者を派遣し、指導方法や連携のあり方を指導・助言 ○ 専門性充実事業検討会議において通級指導の充実方策を協議 ○ 拠点校の通級指導担当教員等を対象に、専門講座（教育・医療・福祉・心理等各専門家からの講義）を開催。 ○ 事業の研究成果を発信するため、フォーラムを開催 <u>支援教育地域支援整備事業費（ともに学び・ともに育つ学校づくりへの支援）(R2)</u> ○ 教育、福祉、医療等の専門家を講師とし、リーディングティーチャー（L.T.）等を対象に支援教育専門講座を開催 ○ 地区代表校7校（茨木市、摂津市、大東市、柏原市、羽曳野市、和泉市、泉佐野市）へ有識者を派遣し、指導助言を実施 ○ 有識者等から構成される支援教育充実推進会議を開催し、課題を整理。また、「支援教育ハンドブック」（小学校版）作成に向けた協議を実施	◆ 中学校等での通級による指導において、自立活動の指導についてのノウハウを蓄積し、生徒一人ひとりの障がいの状況等に応じた指導方法の研究 ○ 通級による指導担当教員の専門性を向上させるとともに、通常の学級担任等と連携して組織的な指導を進めることが必要であることを改めて認識できた。 ○ 事業成果を府内に発信するため、指導実践事例集を府内の中学校等へ配布した。 (R1) ・有識者派遣数 計24回 ・専門性充実事業検討会議 3回開催 ・専門講座 6回開催 ・フォーラム参加者数：400名 ◆ 小学校での障がいの状況に応じた特別の教育課程における自立活動を中心とした具体的な指導方法や評価のあり方等について研究 ○ 各市町村のリーディングティーチャーの専門性を向上させるとともに、障がいの状況に応じた自立活動を中心とした具体的な指導方法や評価のあり方について整理することができた。 ○ 事業成果を府内に発信するため、自立活動ハンドブック（小学校版）を府内の小・中学校に配付した。 (R2) ・支援教育専門講座 6回開催 ・有識者派遣数 計21回 ・支援教育充実推進会議 3回開催

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR 2）												
高等学校通級指導実施費(H30～R2)) ○府立高校 4 校（柴島高校、大手前高校（全日制的課程）、松原高校、岬高校）に通級指導教室を設置。 ○当面の間、発達障がいのある生徒を対象とし、自校通級を基本としている。	◆府立高校における通級による指導 ○設置校に在籍する発達障がいの特性のある生徒を対象とし、学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした、自立活動に相当する指導を実施 ○年間35単位時間の指導を受け、個別の指導計画に定めた目標が十分に達成できたと判断できる場合には、単位を認定 <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>設置校数</td><td>2校</td><td>4校</td><td>4校</td></tr><tr><td>指導人数</td><td>6人</td><td>9人</td><td>20人</td></tr></table>	年度	H30	R1	R2	設置校数	2校	4校	4校	指導人数	6人	9人	20人
年度	H30	R1	R2										
設置校数	2校	4校	4校										
指導人数	6人	9人	20人										

関連事業名と費用	
H30：特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業 2,307千円 障がいのある生徒の高校生活支援事業 112,747千円 高等学校支援教育力充実事業 7,269千円 高等学校通級指導実施費 2,688千円 R1：通級指導担当教員等専門性充実事業 2,522千円 障がいのある生徒の高校生活支援事業 110,263千円 高等学校支援教育力充実事業 7,269千円 高等学校通級指導実施費 2,458千円 R2：支援教育地域支援整備事業費＜一部新規活用＞ 535千円 障がいのある生徒の高校生活支援事業 112,718千円 高等学校支援教育力充実事業 7,315千円 高等学校通級指導実施費 959千円	



評価

- ①支援学校のセンター的機能による相談支援においては、保育所、幼稚園、こども園、小中学校、高等学校、私学も含めて、多様な教育的ニーズへの対応が求められている。市町村教育委員会等との連携を深め、その役割を担う支援学校教員の専門性の向上・維持・継承を図っていくための体制整備や取組を進めていただくことが必要。
- ②小・中学校においては、旧プラン中の取組であった「通常の学級における発達障がい等支援事業」（平成25～27年度）における成果を普及するため、毎年度研修でとりまとめた資料の活用、普及を実施してきたところ、互いを認め合う集団づくりや、授業に集中しやすくなる教育環境の整備、子どもたちが学習の見通しが持てるような授業づくりが進んだ。今後もさらなる支援の充実をめざし、研修等を実施していくべき。
- ③小中学校において、ここ数年で支援学級や通級指導教室の大幅な増設とともに、通常の学級において支援が必要な児童生徒も多く見受けられる。実際には、発達障がいとその可能性のある児童生徒への支援のみならず、「学力・認知面の課題」、「愛着の課題」等への対応も多く求められている。こうした現状から、支援教育は、支援学級及び通級指導教室担当教員だけに任せるのではなく、「学校全体で取り組む」ことを学校経営方針として進めていただきたい。そのために、教育庁内においても支援教育課と小中学校課とが連携し、「全庁的な取組み」として進めていただくことが必要。
- ④令和元年度通級指導担当教員等専門性充実事業において、通級指導教室を設置する拠点校（4校）へ有識者を派遣して指導助言を行うとともに、拠点校の通級指導教室担当教員を対象にした専門講座を実施し担当教員の専門性向上が図られた。今後、研究の成果を府内へ広く発信するとともに、指導内容や指導方法を取りまとめた実践事例集を活用し、さらなる発信に努めるべき。
- ⑤府立高校においては、高校生活支援カードを活用して生徒の状況や保護者のニーズを把握し、高校卒業後の社会自立に向けて学校生活を送ることができるよう適切な指導・支援の充実につなげた。また、支援教育コーディネーター研修や発達障がいのある生徒の進路研修会を開催するなど、支援教育サポート校の積極的な活用を促した。今後とも研修など様々な取組み通じてインクルーシブ教育の推進に努めるべき。
- ⑥府立高校における「個別的教育支援計画」の作成率が100%になり、全国平均の約70%と比較すると、めざましい進捗状況である。大阪独自に、全生徒を対象に実施している高校生活支援カードによって、入学時に生徒のニーズを把握できることが、個別的教育支援計画の作成率向上につながっているものと考えられる。さらに、各校の特色を踏まえた「高校生活支援カード」の活用が進むことを期待したい。
- ⑦私立学校については、府立高校における「高校生活支援カード」を活用した支援の取組等を、私立学校長会等の機会をとらえて、さらに周知していく必要がある。
- ⑧府立高校4校に設置されている「通級による指導」の成果等をふまえ、通級指導教室設置校の増設と、担当教員のさらなる専門性の向上を図るべき。

施策の体系と具体的な取組（４）就労支援と就労継続のための生活支援の充実

旧プランにおける成人期の支援の充実（雇用・職場定着の促進）の評価	
評価	① 発達障がい者の雇用・職場定着の促進については、発達障がい者向け及び受け入れ企業向けそれぞれの取組が継続して実施されているところ。 ② 大阪労働局の「平成29年 障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業に雇用されている障がい者の数は、44,469.5人と過去最高を更新して、14年連続で増加（1,348.5人）し、民間企業における実雇用率は0.04ポイント上昇している。 ③ 障がい別でみると、発達障がい者を含む精神障がい者の雇用数の増加が著しく、大阪府では平成25年6.51千人から平成29年8.78千人と、約1.35倍に増加している。 ④ しかしながら、大阪府では、民間企業における障がい者の実雇用率は1.92%に留まっており、法定雇用率（2.0%）を下回っている。 ⑤ また、法定雇用率達成企業割合については、45.5%（全国46位）となっているが、その要因の1つとして、常用雇用労働者数50人以上の事業者数が7,401社と東京について全国で2番目に多いことが考えられる。 ⑥ 法定雇用率を下回る状況を踏まえ、国、府、市町村といった行政機関や民間企業等において一層の取組を進める必要がある。

新プランにおけるめざすべき姿
➤ 企業の理解と支援体制の整備が進み、発達障がいのある人の就労、職場定着が進んでいる。 ● 成果指標：発達障がいを含む障がい者の法定雇用率の達成（拡充）

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）
➤ 働きたい・働き続けたい人への支援の取組（生活スキルの習得機会の確保を含む） ○ 就労系サービス事業所に通う発達障がい者が、社会生活を送る上で必要なコミュニケーションや生活スキルを身につけ、就労準備性を高めることができるよう、事業所の支援力を向上するための研修やセミナーを実施。（H30～R2） ○ 就労に関する障がい特性の理解や、ジョブマッチングが実現できるよう、これまで実施してきた府内の就労移行支援事業所等の従業者を対象としたアセスメントプロフィールの研修の成果を踏まえた対応を検討。	◆ 働きたい・働き続けたい人への支援の取組（生活スキルの習得機会の確保を含む） ○ 基礎研修、アドバイザー派遣報告会等の研修を、3年間で計28回実施し、延べ1,530事業所が受講。 アドバイザー派遣を、3年間で82事業所に対して実施。 （H30・R1にアドバイザーを派遣した事業所において、一般就労実績ゼロの事業所割合が76.9%から42.1%に改善。また、就労移行率30%以上の実績の事業所の割合が7.7%から42.1%に改善。） ○ 府内の就労移行支援事業所等の従業者を対象としたアセスメントプロフィールの研修の成果等を踏まえ、中高生向けのアセスメント手法として療育拠点で研修を実施（R1～R2）

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR 2）																																
○ 障がい者を含むすべての「働きたい」と思っている求職者の就業支援を行う OSAKAしごとフィールドにおいて、カウンセリングやセミナー、職場体験の実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就業支援サービスを提供。 ○ 障害者職業能力開発校や高等職業技術専門校、民間委託等による公共職業訓練において、引き続き発達障がいのある求職者や企業ニーズを踏まえた訓練を実施するとともに、より効果的な訓練について検討。 ➤ 企業等への理解の促進、定着支援の強化のためのさらなる取組 ○ 精神障がい者・発達障がい者の雇用や職場定着の促進に向け、企業の人事担当者を対象とした精神障がい者等の雇用先進企業の現場での体験型研修を実施するとともに、障がいのある従業員の雇用管理手法について、企業への広報や雇用管理ツールの使い方セミナーなどを通じた普及を図った。（H30～R2）	○ OSAKAしごとフィールドの取組 障がい者を含むすべての「働きたい」と思っている求職者に対し、キャリアカウンセリングやセミナーの実施等を通じて、就職から定着までの支援を実施。 ○ 大阪障害者職業能力開発校、芦原・夕陽丘高等職業技術専門校、民間委託訓練において発達障がい者対象職業訓練を実施 ・訓練生数 <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>訓練生数</td><td>2 5</td><td>2 1</td><td>3 1</td></tr></table> ・就職者数 <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>就職者数</td><td>1 9</td><td>1 4</td><td>1 4</td></tr></table> ◆ 企業等への理解の促進、定着支援の強化のためのさらなる取組 ○ 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修受講者数 <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>1 1 0</td><td>1 0 1</td><td>1 1 4</td></tr></table> ○ 雇用管理ツールの使い方セミナー受講者数 <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>1 5 1</td><td>1 6 5</td><td>6 7</td></tr></table>	年度	H30	R1	R2	訓練生数	2 5	2 1	3 1	年度	H30	R1	R2	就職者数	1 9	1 4	1 4	年度	H30	R1	R2	受講者数	1 1 0	1 0 1	1 1 4	年度	H30	R1	R2	受講者数	1 5 1	1 6 5	6 7
年度	H30	R1	R2																														
訓練生数	2 5	2 1	3 1																														
年度	H30	R1	R2																														
就職者数	1 9	1 4	1 4																														
年度	H30	R1	R2																														
受講者数	1 1 0	1 0 1	1 1 4																														
年度	H30	R1	R2																														
受講者数	1 5 1	1 6 5	6 7																														

15

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）																										
○ 大阪労働局との共催により、企業の従業員が職場内の応援者（精神・発達障がい者しごとサポーター）となるための講座を開催。（H30～R2） ○ 発達障がいのある人の職場定着支援に必要な情報を、本人、職場、支援機関で共有するためのツール（就労サポートカード）を作成し、周知・普及を図った。（H30～R2） ➤ 就労の継続を支える生活支援を担う仕組みづくり ○ 府内18カ所の障害者就業・生活支援センター及び平成30年度からスタートする就労定着支援事業において、企業、福祉施設、医療機関等と連携し、障がい者の就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を提供。（H30～R2）	○精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座受講者数 <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>544</td><td>285</td><td>130</td></tr></table> ○ 職場定着に必要な、働く上での強みや、事業主に伝えるべき配慮事項等を整理するためのアセスメントツールとして府が作成した就労サポートカードを、就労系サービス事業所等で活用できるように、演習主体の研修を実施。 <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>36名</td><td>42名</td></tr></table> （R2：R3年2月に研修） ◆就労の継続を支える生活支援を担う仕組みづくり ○ 障害者就業・生活支援センターの発達障がい者の登録者数や就職者数 <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>登録者数</td><td>264名</td><td>357名</td><td>407名</td></tr><tr><td>就職者数</td><td>13名</td><td>27名</td><td>17名</td></tr></table> ○ 就業・生活支援センターと関係機関が連携した支援による、就職者の1年後の職場定着率：84.9%（R2） ○ 就労定着支援事業の新規指定。（府内で141事業所）	年度	H30	R1	R2	受講者数	544	285	130	年度	R1	R2	受講者数	36名	42名	年度	H30	R1	R2	登録者数	264名	357名	407名	就職者数	13名	27名	17名
年度	H30	R1	R2																								
受講者数	544	285	130																								
年度	R1	R2																									
受講者数	36名	42名																									
年度	H30	R1	R2																								
登録者数	264名	357名	407名																								
就職者数	13名	27名	17名																								

16

関連事業名と費用

H30：就労移行等連携調整事業：2,685千円
 精神・発達障がい者職場定着支援事業：10,259千円
 R1：就労移行等連携調整事業：3,230千円
 精神・発達障がい者職場定着支援事業：10,885千円
 R2：就労移行等連携調整事業：3,409千円
 精神・発達障がい者職場定着支援事業：10,766千円



評価

- ① 大阪労働局の「令和2年 障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業（大阪府に本社がある45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障がい者の数は、52,038.5人と過去最高を更新して、17年連続で増加（前年比1,846.5人増）し、民間企業における実雇用率も過去最高の2.12%となった。
- ② 障がい別でみると、身体障がい、知的障がい、精神障がいで区分されており、発達障がいの人が含まれる精神障がい者の雇用数については、雇用義務の対象となる前の平成29年の3,848.5人から令和2年7,388.5人と、約1.92倍に増加している。
 なお、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成29年3月末81,386人から令和2年3月末100,109人と約1.23倍となっている。
- ③ 大阪府就労人数調査によると、福祉施設からの一般就労者数は、令和2年度では2,140名と、前年度から302名（16%）増加しており、そのうち、発達障がい者においては、419名と、前年度から98名（30%）の増加となっており、毎年大幅に増加している。これは就労系事業所の支援力向上が一定図られた結果と考えられる。
- ④ 障がい者の法定雇用率の引き上げ（令和3年3月から2.3%）も踏まえ、引き続き、民間企業の障がい者雇用への支援及び発達障がい者への職業訓練並びにO S A K Aしごとフィールドにおける就業支援を行っていく必要がある。
- ⑤ また、職場定着の重要性を鑑み、個々の特性や課題、ニーズに沿って各就労系事業所が支援を行うことができるよう取組みを進めるとともに、既存の職場定着の資源（ジョブコーチ、障害者就業・生活支援センター）や市町村との連携や役割分担を十分に考慮しながら、受け入れ企業側の実態も踏まえた方策を検討し実行する必要がある。

施策の体系と具体的な取組（５）地域生活支援と相談支援体制の充実

旧プランにおける相談支援の充実の評価	
評価	① 計画期間中、発達障がい者支援センター（アクトおおさか）により、相談支援事業所等に対して機関支援を実施し、発達障がいに対する相談支援の充実を図ってきた。 ② 40市町村において発達障がいに対応できる相談支援事業所等を確保しており（平成28年度実績）、発達障がい児者の相談窓口となる相談支援事業所が府域でほぼ確保されたと言える。 ③ 一方、相談後の資源（サービス）についての情報不足や機関連携の不十分さといった、個別の事業所への機関支援では補い切れない課題も認識された。 ④ このため、28年度より実施している、発達障がい者地域支援マネージャー事業において、市町村の障がい者自立支援協議会を通じた地域支援体制整備（関係機関等による支援システムの構築等）を引き続き行い、地域の支援体制の整備・強化の継続的な取組が必要である。

新プランにおけるめざすべき姿
➤ それぞれの人のニーズに応じて、相談や支援が受けられる体制が整っている。 ➤ 発達障がいのある人の地域での生活を支える支援機関のネットワークが構築されている。 ●成果指標：市町村での地域支援マネージャーの活用（拡大）

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR 2）												
➤ 相談、支援に関わる人材の意識アップ、スキルアップ （子どもを通じて見られる保護者の発達障がいへの支援なども含む） ○ 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、府域の発達障がい児者支援を総合的に行う拠点として、専門的な相談支援や機関コンサルテーション、関係機関への情報提供、連絡協議会等を実施。 （H30～R2）	◆相談、支援に関わる人材の意識アップ、スキルアップ （子どもを通じて見られる保護者の発達障がいへの支援なども含む） ○直接相談の実績 <table><tr><th>年度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>支援実人数</td><td>1,175</td><td>1,295</td><td>1,002</td></tr><tr><td>支援延人数</td><td>2,697</td><td>2,831</td><td>2,227</td></tr></table>	年度	H30	R1	R2	支援実人数	1,175	1,295	1,002	支援延人数	2,697	2,831	2,227
年度	H30	R1	R2										
支援実人数	1,175	1,295	1,002										
支援延人数	2,697	2,831	2,227										

主な取組（H30からR2）

- 地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図った。（H30～R2）

※令和2年度に相談支援専門員の研修制度が見直されています。

（演習日数の増加や実習が必須となったことから、受講者数が減少したものと推測される）

主な成果（H30からR2）

（参考）直接相談の実績（H25～H29）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
支援実人数	1,161	1,230	1,286	1,286	1,238
支援延人数	2,718	3,234	3,685	3,504	2,694

○機関コンサルテーション

年度	H30	R1	R2
実施回数	317	382	377

（参考）機関コンサルテーションの実績（H25～H29）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
実施回数	189	137	171	59	440

○関係機関および地域住民への普及啓発及び研修実施件数

年度	H30	R1	R2
実施回数	48	49	49

（参考）関係機関および地域住民への普及啓発及び研修実施件数（H25～H29）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
実施回数	28	60	29	36	40

○相談支援従事者研修

・初任者研修

年度	H30	R1	R2
受講者数	809	779	471

主な取組（H30からR2）

○ 保護者の発達障がいへの支援に関するカリキュラムの検討、開発を進め、相談、支援に関わる人材育成への活用を検討。（再掲）

○ 発達障がいと重度の知的障がい重複するなど強度行動障がいを呈している人に対して、適切な支援を行うことができる人材及び適切な障がい特性の評価や支援計画の作成ができる人材の育成を進めるとともに、府立施設を中心にその専門性を活かし、民間施設等に対する支援ノウハウ提供等のバックアップ機能を果たすことができるよう条件整備に努めた。（H30～R2）

➤ 地域で支えるネットワークづくりの支援強化
（地域自立支援協議会を核としたネットワーク強化を含む）

○ 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー（以下、「地域支援マネージャー」という。）」を派遣し、市町村の支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、相談機能・地域の支援力の拡充を図った。

主な成果（H30からR 2）

・現任研修

年度	H30	R1	R2
受講者数	403	373	512

○保護者の家庭における子どもへの適切な接し方について研修内容に盛り込みました（R2）

○強度行動障がい者支援研修

・基礎研修

年度	H30	R1	R2
受講者数	803	745	708

・実践研修

年度	H30	R1	R2
受講者数	534	466	429

◆地域で支えるネットワークづくりの支援強化

○「発達障がい者地域支援マネージャー」の派遣
（地域自立支援協議会への派遣件数と助言回数）

年度	H30	R1	R2
派遣した自立支援協議会数	10	7	8
地域支援マネージャーの助言数	297	301	377

（参考）「発達障がい者地域支援マネージャー」の派遣
（地域自立支援協議会への派遣件数と助言回数）

年度	H28	H29
派遣した自立支援協議会数	7	8
地域支援マネージャーの助言数	122	207

20

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR 2）								
○ 地域での見守りを担う人材（民生委員・児童委員など）が発達障がいへの理解を深めることができるよう支援（H30） ➤ 司法手続における配慮への対応 ○ 司法手続に関係する機関において障がいの特性をはじめとした発達障がいに関する理解が進むよう、それぞれの機関が主体的に対応する職員に対する研修への講師の派遣や、個別のケースの必要に応じたアドバイスなどについて、府内の発達障がい者支援センターをはじめとする関係機関が連携して対応した。	○ 民生委員・児童委員に対する新プラン説明（H30） ○ 司法関係機関に対する府内の発達障がい者支援センター職員による研修の件数（大阪府、大阪市、堺市）<table><tr><th>年度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><th>実施回数</th><td>1</td><td>1</td><td>－</td></tr></table>	年度	H30	R1	R2	実施回数	1	1	－
年度	H30	R1	R2						
実施回数	1	1	－						

関連事業名と費用
H30：発達障がい者支援センター事業 33,514千円、発達障がい者地域支援マネージャー事業 12,510千円 R1：発達障がい者支援センター事業 33,541千円、発達障がい者地域支援マネージャー事業 12,510千円 R2：発達障がい者支援センター事業 33,568千円、発達障がい者地域支援マネージャー事業 12,635千円



評価	①アクトおおさかによる相談支援人数、機関コンサルテーション、関係機関や地域住民への普及及び研修の実施件数のすべてにおいて増加傾向にあったが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で実績が対前年度を下回った。しかし、発達障がいへの関心が高まる中、アクトおおさかは旧プラン期間を通じて、その役割を果たしていると言える。 ②相談支援従事者研修は令和2年度から研修制度見直しに伴い、演習日数が増加、実習が必須となったことから受講者が減少しているものの、全国平均と比較すると高水準で推移しており、引き続き良質な相談支援従事者の確保に向けた取組を行うべき。 ③強度行動障がい者研修の受講者数も、平成30年度から年々減少しているが、引き続き、強度行動障がいの状態を示す人への適切な支援を行える人材確保は重要であることから、人材育成に努めるべき。 ④地域支援マネージャーの派遣協議会数は平成30年度と比較して減少しているが、初めて活用する市町村に優先的に派遣を行った結果、派遣した協議会における関係機関への助言数は微増となっている。引き続き、地域支援マネージャーによる適時・適切な助言・指導を実施すべき。 今後は、発達障がいに起因するであろう多分野にわたる困りごとにも対応できるよう、市町村の障がい福祉部局を窓口として、広範囲な関係各機関と連携できるよう、さらなるスーパーバイズ機能を発揮すべき。 ⑤平成28年度の発達障害者支援法の改正を受けて、法務省、警察庁、裁判所から発達障がいの理解を深めるための研修等に係る通知があった。平成29年度には府内の発達障がい者支援センターにおいて研修を行っていたが、平成30年度以降司法関係機関に対する研修の実施回数は各年度とも低調であった。今後は法務省や警察庁、裁判所など関係機関と連携を密にし、研修を実施すべき。
-----------	---

施策の体系と具体的な取組（６）専門的な医療機関の確保

旧プランにおける医療機関の確保等の評価

評価	① 大阪府においては、計画実施期間中、継続して臨床実習を含めた、より専門的な研修を実施し、発達障がいの診断が可能な医師の養成を行っており、その数は着実に増加している。 ② この間、発達障がいの診断等に係る医療機関ネットワークに登録した医療機関は計画期間の中間時点（H27.9）の29機関から倍以上（65機関）に増加しているが、初診待ち時間は7～8週間程度と推計されており、この待ち時間の短縮を図るために、引き続き医師養成を行う必要がある。 ③ また、症例等に関する情報共有や研修等により医師（医療機関）の診断水準の維持・向上を図るとともに、発達障がいのある子どもの成人期への移行にも円滑に対応できるよう、小児科や精神科が域内で相互に顔の見える関係づくりを行うために、発達障がいの診断等に係る医療機関ネットワークを構築していくことが必要である。 ④ なお、現在医療機関ネットワークは、発達障がいに係る医療機関についてホームページ等を通じて公表しており、引き続き府民にとって分かりやすく、正確な情報提供に努めていくべきである。
----	---

新プランにおけるめざすべき姿

- 発達障がいの診断が受けられる医療機関の情報が容易にアクセスできる。
 - 子ども・大人に関わらず、より身近なところで専門的な診断・診療を受けることができる。
- 成果指標：ネットワーク登録医療機関での診察待ち時間（短縮）

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）
➤ 発達障がいの診断等に係る医療機関に関する情報の公開 ○ 発達障がいの診断等に係る登録医療機関の情報は、平成30年2月から大阪府のホームページで提供。適宜、登録医療機関から情報を収集し、正確な情報提供に努めた。（H30～R2）	◆発達障がいの診断等に係る医療機関に関する情報の公開 ○ R3.3現在、75登録医療機関のうち69登録医療機関を公開

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）																																																
➤ 医療機関相互の連携を進めることによるネットワークの再構築 ○ 2次医療圏毎に1か所、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える拠点医療機関を確保。（H30～R2）（再掲） ○ 府が医療と福祉の連携の強化のために作成した支援ツールを登録医療機関に配布（R1） ➤ 発達障がいの診断ができる専門的な医療機関の確保 ○ 登録医療機関を確保するために小児科医、精神科医を中心に養成研修を実施（H30～R2）	○ 拠点医療機関の指定（再掲） <table><tr><th>圏域</th><th>拠点医療機関名</th><th>指定年度</th></tr><tr><td>豊能</td><td>大阪大学医学部附属病院</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>三島</td><td>大阪医科大学附属病院</td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>北河内</td><td>大阪精神医療センター</td><td>平成30年度</td></tr><tr><td>中河内</td><td>八尾市立病院</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>南河内</td><td>近畿大学病院</td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>泉州</td><td>大阪母子医療センター</td><td>平成30年度</td></tr></table> ○「医療機関向け福祉のハンドブック」を74登録医療機関に配布（H30：再掲） ○ 医師養成研修 <table><tr><th>年度</th><th>H30</th></tr><tr><td>小児科医等養成研修受講者数</td><td>17</td></tr><tr><td>精神科医養成研修受講者数</td><td>9</td></tr></table> ※R1、R2は新型コロナウイルスの影響により途中で中止 （参考）専門医師養成研修（H25～29）：117名受講 <table><tr><th>年度</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>計</th></tr><tr><td>小児科医等受講者</td><td>12</td><td>18</td><td>20</td><td>30</td><td>15</td><td>95</td></tr><tr><td>精神科医受講者</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>14</td><td>8</td><td>22</td></tr></table>	圏域	拠点医療機関名	指定年度	豊能	大阪大学医学部附属病院	令和2年度	三島	大阪医科大学附属病院	令和元年度	北河内	大阪精神医療センター	平成30年度	中河内	八尾市立病院	令和2年度	南河内	近畿大学病院	令和元年度	泉州	大阪母子医療センター	平成30年度	年度	H30	小児科医等養成研修受講者数	17	精神科医養成研修受講者数	9	年度	H25	H26	H27	H28	H29	計	小児科医等受講者	12	18	20	30	15	95	精神科医受講者	—	—	—	14	8	22
圏域	拠点医療機関名	指定年度																																															
豊能	大阪大学医学部附属病院	令和2年度																																															
三島	大阪医科大学附属病院	令和元年度																																															
北河内	大阪精神医療センター	平成30年度																																															
中河内	八尾市立病院	令和2年度																																															
南河内	近畿大学病院	令和元年度																																															
泉州	大阪母子医療センター	平成30年度																																															
年度	H30																																																
小児科医等養成研修受講者数	17																																																
精神科医養成研修受講者数	9																																																
年度	H25	H26	H27	H28	H29	計																																											
小児科医等受講者	12	18	20	30	15	95																																											
精神科医受講者	—	—	—	14	8	22																																											

- 医療機関相互の連携を進めることによるネットワークの再構築
- 2次医療圏毎に1か所、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える拠点医療機関を確保。(H30~R2) (再掲)

○府が医療と福祉の連携の強化のために作成した支援ツールを登録医療機関に配布（R1）

- 発達障がいの診断ができる専門的な医療機関の確保
- 登録医療機関を確保するために小児科医、精神科医を中心に養成研修を実施（H30～R2）

- ## ○拠点医療機関の指定（再掲）

圏域	拠点医療機関名	指定年度
豊能	大阪大学医学部附属病院	令和2年度
三島	大阪医科大学附属病院	令和元年度
北河内	大阪精神医療センター	平成30年度
中河内	八尾市立病院	令和2年度
南河内	近畿大学病院	令和元年度
泉州	大阪母子医療センター	平成30年度

○「医療機関向け福祉のハンドブック」を74登録医療機関に配布
(H30：再掲)

- ### ○ 醫師養成研修

年度	H30
小児科医等養成研修受講者数	17
精神科医養成研修受講者数	9

※R1、R2は新型コロナウイルスの影響により途中で中止

(参考) 専門医師養成研修 (H25~29) : 117名受講

年度	H25	H26	H27	H28	H29	計
小児科医等受講者	12	18	20	30	15	95
精神科医受講者	—	—	—	14	8	22

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR 2）																		
○ かかりつけ医発達障がい対応力向上研修を実施（R1～R2）	○ 登録医療機関数（H30～R2） <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>登録医療機関数</td><td>70</td><td>75</td><td>75</td></tr></table> （参考）登録医療機関数（H25～29） <table><tr><td>年度</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr><tr><td>登録医療機関数</td><td>29</td><td>37</td><td>55</td><td>65</td></tr></table>	年度	H30	R1	R2	登録医療機関数	70	75	75	年度	H26	H27	H28	H29	登録医療機関数	29	37	55	65
	年度	H30	R1	R2															
登録医療機関数	70	75	75																
年度	H26	H27	H28	H29															
登録医療機関数	29	37	55	65															
	○ かかりつけ医発達障がい対応力向上研修受講者数 <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>69</td><td>99</td></tr></table>	年度	R1	R2	受講者数	69	99												
年度	R1	R2																	
受講者数	69	99																	

関連事業名と費用
H30：発達障がい専門医療機関ネットワーク構築事業 2,864千円（再掲） R1：発達障がい専門医療機関ネットワーク構築事業 3,172千円（再掲） R2：発達障がい専門医療機関ネットワーク構築事業 4,202千円（再掲）



評価	
	①専門医師の養成に関しては、旧プラン期間中に117名（小児科医95名、精神科医22名）を養成した。新プラン期間では、令和元年度は新型コロナウイルスの影響があり、計143名である。一方で登録医療機関数は平成29年度末の65医療機関から令和3年3月末で75医療機関に増加した。 ②令和2年度までに、二次医療圏に1か所の拠点医療機関の指定を行い、拠点医療機関を中心に圏域内での状況に応じた取組を実施してきたが、登録医療機関における初診待機期間は平均7～8週間と横ばい状態である。以上のことから、さらなる専門医師の養成に努め、拠点医療機関と登録医療機関との連携強化等により、初診待機期間を短縮させるための新たな取組が必要である。 ③かかりつけ医に対する発達障がい対応力向上研修の受講者数は、令和元年度は69名、令和2年度は99名と増加していることから、かかりつけ医の発達障がいへの関心の高さが伺えることから、引き続き取りんでいくべき。

施策の体系と具体的な取組（７）家族支援の充実	
旧プランにおける家族支援の充実の評価	
評価	① ペアトレのインストラクターについては、37市町村で146名を養成し、概ね9割の市町村で家族に対する支援プログラムを実施する体制は整えられたと言える。 ② その一方で、実施市町村が約半数で止まっていることについては、ペアトレを実施するインストラクターに高い専門性とスキルが求められていることが大きな事由と考えられる。 ③ そのため、ペアトレの推進には、養成したインストラクターのフォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、導入後においても取組を継続できるよう市町村をバックアップする必要がある。 ④ また、その他の家族支援プログラム（ペアプロ等）の導入にあたっては、市町村の検討を促す導入研修や導入後のフォローアップの機会の提供、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、市町村の取組みをバックアップする方策を検討すべきである。 ⑤ メンターについては、養成研修を修了した70名中、42名が登録し、活動している。派遣件数も年々増加傾向にあるなど、家族支援の充実が発達障がいのある子どもの家族のストレス軽減につながっている。今後、さらにメンターの活動の場を拡充するとともに、中高生の親子関係の複雑化にも考慮し、派遣事業の対象の拡充を図る必要がある。
新プランにおけるめざすべき姿	
➤ それぞれの人のニーズに応じた支援の一環として、家族支援が実施されている。 ➤ 家族のニーズに対応できる支援方法とその機会が整っている。 ● 成果指標：市町村での保護者支援プログラムの受講機会（拡大）	
主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）
➤ ペアレント・トレーニングが市町村等で実施されるよう引き続き支援（対象や実施方法の充実を含む） ○ 市町村等におけるペアレント・トレーニング（以下、「ペアトレ」という。）の実施を推進するため、実地での訓練を中心とした導入支援を実施。（H30） ○ フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、導入後においても取組を継続できるよう市町村のバックアップを実施。（H30～R2） ※家族支援には養育者を含む。	◆ペアレント・トレーニングが市町村等で実施されるよう引き続き支援 ○療育拠点からサブインストラクターの派遣ニーズのあった四條畷市、松原市、泉大津市の3市へ派遣（H30） ○アクトおおさかにおいて、ペアトレ 実施市町村の交流、情報交換の場を設定（H30～R2）

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）																																																				
➤ペアレント・メンター活動の普及 ○ 早期の家族支援を図るため、小学生までの低年齢児の保護者を対象とした活動を中心に、活躍の場の拡充をめざした。また、メンター活動を通じて認知を高め、活動の普及を図ってきた。（H30～R2） ○ このため、スキルアップを目的とした研修を実施するとともに、コーディネーターを配置しメンター事業の総括やメンターへの支援を行うなど、円滑な事業の運営に努めた。（H30～R2）	- 市町村独自のペアトレ実施状況（H30～R2）<table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>実施市町村数</td><td>20 (46.5%)</td><td>22 (51.2%)</td><td>－</td></tr></table> （参考）市町村独自のペアトレ実施状況（H26～29） <table><tr><td>年度</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr><tr><td>実施市町村数</td><td>5</td><td>16</td><td>21</td><td>21</td></tr></table> ◆ペアレント・メンター活動の普及 - メンター養成研修（ベーシック研修）の受講者数(H30～R2)<table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>－</td><td>20</td><td>－</td></tr></table> （参考）メンター養成研修（ベーシック研修）の受講者数（H26～29） <table><tr><td>年度</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>29</td><td>26</td><td>－</td><td>15</td></tr></table> - メンター登録者数 66名（R2） - メンターの市町村等への派遣件数（H30～R2）<table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>派遣件数</td><td>24</td><td>23</td><td>13</td></tr></table> （参考）メンターの市町村等への派遣件数（H27～H29）：計34件 <table><tr><td>年度</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr><tr><td>派遣件数</td><td>3</td><td>10</td><td>21</td></tr></table>	年度	H30	R1	R2	実施市町村数	20 (46.5%)	22 (51.2%)	－	年度	H26	H27	H28	H29	実施市町村数	5	16	21	21	年度	H30	R1	R2	受講者数	－	20	－	年度	26	27	28	29	受講者数	29	26	－	15	年度	H30	R1	R2	派遣件数	24	23	13	年度	H27	H28	H29	派遣件数	3	10	21
年度	H30	R1	R2																																																		
実施市町村数	20 (46.5%)	22 (51.2%)	－																																																		
年度	H26	H27	H28	H29																																																	
実施市町村数	5	16	21	21																																																	
年度	H30	R1	R2																																																		
受講者数	－	20	－																																																		
年度	26	27	28	29																																																	
受講者数	29	26	－	15																																																	
年度	H30	R1	R2																																																		
派遣件数	24	23	13																																																		
年度	H27	H28	H29																																																		
派遣件数	3	10	21																																																		

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）												
➤ ペアレント・プログラム等の市町村への導入に関する支援方策 ○ ペアレント・プログラム（以下、「ペアプロ」という）を実施する市町村を支援するため、研修を実施。導入後においても、フォローアップの機会の提供や実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、取組を継続できるよう市町村をバックアップする方策を検討（H30～R2）	◆ペアレント・プログラム等の市町村への導入に関する支援方策 ・ ペアレント・プログラム実践研修事業の受講者数 <table><tr><th>年度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>受講者数</td><td>14</td><td>15</td><td>13</td></tr><tr><td>受講者のいる市町村数</td><td>7</td><td>7</td><td>8</td></tr></table>	年度	H30	R1	R2	受講者数	14	15	13	受講者のいる市町村数	7	7	8
年度	H30	R1	R2										
受講者数	14	15	13										
受講者のいる市町村数	7	7	8										

関連事業名と費用
H30：ペアレント・トレーニング推進事業 1,394千円、ペアレント・メンター事業 2,180千円、ペアレント・プログラム実践研修事業 407千円 R1：ペアレント・メンター事業 2,180千円、ペアレント・プログラム実践研修事業 341千円 R2：ペアレント・メンター事業 2,180千円、ペアレント・プログラム実践研修事業 220千円



評価	①ペアレント・トレーニングを実施している市町村数は、平成30年度から令和元年度で微増し、府内43市町村の半数を超えた。引き続き、未実施の市町村に対する積極的な働きかけが必要。 ②ペアレント・プログラム実践研修受講者は、年々着実に増加。市町村のペアレント・プログラム実施者を養成することができた。 ③子育て支援の一環として、ペアトレ又はペアプロを導入した市町村の支援として、フォローアップの機会や情報交換の場は必要である。併せて、ペアトレ又はペアプロが府内の全市町村で導入されるよう働きかけが必要である。 ④ペアレント・メンターの登録者数は、平成29年度末の42名から令和2年度末に66名と着実に増加している。ペアレント・メンターの市町村等への派遣件数は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により減少した。ただし、メンターは発達障がいの子どもの育てた経験のある保護者であり、家族支援の取組として大変有用であることから、今後ともメンターとして協力していただく方の意向や市町村からの派遣要請を適切にマッチングしながら、引き続き、市町村等への派遣を進めていくことが必要である。
-----------	---

施策の体系と具体的な取組（８）ライフステージを通じた一貫した支援の取組

旧プランにおける支援の引継のための取組の評価

評価	① サポートファイルが保護者支援につながっており、非常に有効なツールであることから、市町村の取組としては、サポートファイルの作成にとどまらず、適切に運用する仕組みを作ることが必要である。書き方の周知やフォローアップにも努めるなど、より効果的に活用し、個別の教育支援計画と連動させることが重要である。 ② 市町村における引継ぎの取組は、地域の資源などそれぞれの状況に応じて内容に差が認められるが、本人やその家族の支援に必要な項目が引き継がれるよう、好事例の情報発信を行い、取組の共通化を進めるべきである。
----	---

新プランにおけるめざすべき姿

- ▶ 本人や家族の同意を前提に、進学や就職の場合においても必要な支援の情報が引き継がれ、切れ目ない支援が受けられる。
 - ▶ ライフステージを通じて一貫して相談できる機関として、相談支援事業所がその役割を果たしている。
- 成果指標：引継ぎの実施率（引き上げ）

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）								
➤ 事実上の引継ぎ情報の共通化を目指し、好事例の情報発信とその定着を促す ○ 平成30年度に「発達障がいのある方等の支援の引継のためのサポートファイル作成・改訂のポイント」を作成。 ○ 令和元年度に市町村説明会を開催、府内での好事例を共有した。（H30～R2） ○教育センターが実施している各研修 個別の教育支援計画の作成から活用、また切れめのない支援の実現に必要な情報の引継ぎの必要性・重要性について講義を実施。 各校の実践交流から得られた事例や情報を共有・発信。 外部講師等を招へいし、専門的な見地からの講義等により、効果的な活用・引継ぎの在り方について理解を深める。	◆ 事実上の引継ぎ情報の共通化を目指し、好事例の情報発信とその定着を促す ○ 引継のためのサポートファイルを導入している市町村数 <table><tr><th>年度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>導入市町村数</td><td>26</td><td>29</td><td>31</td></tr></table>	年度	H30	R1	R2	導入市町村数	26	29	31
年度	H30	R1	R2						
導入市町村数	26	29	31						

28

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）																													
○教育センターが実施している各研修 個別の教育支援計画の作成から活用、また切れ目のない支援の実現に必要な情報の引継ぎの必要性・重要性について講義を実施。 各校の実践交流から得られた事例や情報を共有・発信。 外部講師等を招へいし、専門的な見地からの講義等により、効果的な活用・引継ぎの在り方について理解を深める。 ➤ 発達障がいに係る地域での相談支援体制の充実 ○ 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、相談機能・地域の支援力の拡充を図った。（H30～R2）	○引継ぎに関する内容を取り扱った研修を実施 ・小学校初任者研修（204名） ・中学校初任者研修（155名） ・高等学校初任者研修（173名） ・支援学校初任者研修（177名） ・高等学校10年経験者研修（413名） ・支援学校10年経験者研修（218名） ・支援学校新転任教員研修（50名） ・新任支援学級担当教員研修（426名） ・支援教育コーディネーター研修（77名） ・高等学校における支援教育コーディネーター研修（25名） ・通級による指導担当教員研修（50名） <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>総受講者数</td><td>1,890</td><td>2,042</td><td>1,968</td></tr></table> ○「発達障がい者地域支援マネージャー」の派遣（再掲） （地域自立支援協議会への派遣件数と助言回数） <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>派遣した自立支援協議会数</td><td>10</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>地域支援マネージャーの助言数</td><td>297</td><td>301</td><td>377</td></tr></table> （参考）「発達障がい者地域支援マネージャー」の派遣 （地域自立支援協議会への派遣件数と助言回数） <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td></tr><tr><td>派遣した自立支援協議会数</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>地域支援マネージャーの助言数</td><td>122</td><td>207</td></tr></table>	年度	H30	R1	R2	総受講者数	1,890	2,042	1,968	年度	H30	R1	R2	派遣した自立支援協議会数	10	7	8	地域支援マネージャーの助言数	297	301	377	年度	H28	H29	派遣した自立支援協議会数	7	8	地域支援マネージャーの助言数	122	207
年度	H30	R1	R2																											
総受講者数	1,890	2,042	1,968																											
年度	H30	R1	R2																											
派遣した自立支援協議会数	10	7	8																											
地域支援マネージャーの助言数	297	301	377																											
年度	H28	H29																												
派遣した自立支援協議会数	7	8																												
地域支援マネージャーの助言数	122	207																												

関連事業名と費用

H30：発達障がい者地域支援マネージャー事業 12,510千円（再掲）

R1：発達障がい者地域支援マネージャー事業 12,510千円（再掲）

R2：発達障がい者地域支援マネージャー事業 12,635千円（再掲）



評価

- ① 市町村におけるライフステージごとの引継ぎの取組は、地域の資源などそれぞれの状況に応じて取組内容に差が認められるが、サポートファイルは発達障がいの人にとってライフステージに応じた切れ目のない支援につながり、また、**家族保護者**支援にも有用なツールである。府は、引き続き市町村における好事例を紹介するなど市町村に対し導入及び適切な運用に向けた働きかけを行っていく必要がある。とりわけ、サポートファイルの導入予定のない5市町村に対しては個別に働きかけるべき。
- ② 教育センターにおいて、個別の教育支援計画の作成から活用、切れ目のない支援を実現するため、引継ぎに関する内容を取り扱った研修がコンスタントに実施されている。引き続き、各段階において教員が引継ぎの重要性を認識できるよう努めるべき。
- ③ 地域支援マネージャーの派遣協議会数は平成30年度と比較して減少しているが、初めて活用する市町村に優先的に派遣を行った結果、派遣した協議会における関係機関への助言数は微増となっている。引き続き、地域支援マネージャーによる適時・適切な助言・指導を実施すべき。
 今後は、発達障がいに起因するであろう多分野にわたる困りごとにも対応できるよう、市町村の障がい福祉部局を窓口として、広範囲な関係各機関と連携できるよう、さらなるスーパーバイズ機能を発揮すべき。（再掲）

施策の体系と具体的な取組（９）発達障がい理解のための取組

旧プランにおける発達障がい理解のための取組の評価

評価	① 大阪府においては、平成25年度以降、世界自閉症啓発デー及び発達障がい啓発週間を中心に、ブルーライトアップやシンポジウム等による啓発活動を継続して進めており、報道等でもそれらが取り上げられるなど、府民への周知の点で一定の実績が上がっている。 ② また、乳幼児の保護者向けや医療機関向けに啓発リーフレットを作成、配布するなど、啓発の対象者に的を絞った発達障がいに関する理解促進にも努めた。 ③ 市町村においても平成25年度以降広報誌への掲載やポスターの掲出など、啓発活動を行っているが、取り組みにばらつきがある。大阪府は市町村への情報提供などにより、市町村の啓発活動の均衡化を図るべきである。 ④ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月に施行されたことに伴い、すべての人にとって暮らしやすい社会につながるよう引き続き合理的配慮の概念を始めとする差別解消に関する認識が、社会全体で共有し、浸透されるよう法の趣旨の普及と発達障がいをはじめとする障がい理解を促進する啓発の充実を図っていくべき。 ⑤ しかしながら、啓発活動はすぐに効果が出るというものではないため、府民それぞれが発達障がいのある人への理解を深め、適切に接することができるよう、引き続き地道な取り組みが必要である。
----	--

新プランにおけるめざすべき姿

- 府民が発達障がいの特性を理解し、その人の特性に応じた合理的な配慮ができる。このことによって、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会が実現している。
- 成果指標：家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合（引き上げ）

主な取組（H30からR2）	主な成果（H30からR2）								
➤「世界自閉症啓発デー」「発達障がい啓発週間」における啓発活動の継続 ○ 世界自閉症啓発デー（4月2日）及び発達障がい啓発週間（4月2日から8日）において実施してきたシンポジウム（講演会）やブルーライトアップを実施。（H30～R2） ➤ 発達障がいに対する理解促進の取組（合理的配慮を含む） ○ 発達障がいの人の状態を把握するための様々な手法（各種のアセスメントプログラムやICT機器を活用した情報格差の解消など）の普及や、啓発、相談体制の充実等に努め、障がいの有無にかかわらず、だれもがいきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざす（H30～R2）	◆発達障がいに関する啓発 ○新・プラン以前から取り組んできた世界自閉症啓発デーのブルーライトアップ及び発達障がい啓発週間における講演会を継続して実施(H30～R2) ・ブルーライトアップ施設 大阪城、大阪府咲州庁舎、大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）、通天閣、天保山大観覧車、万博記念公園太陽の塔 ※令和2年度は万博記念公園においてブルー花火を打ち上げ、ニュース放映された。 ・講演会参加者数 <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>296</td><td>380</td><td>※</td></tr></table> ※R2の講演会は新型コロナウイルスの影響により中止 ◆発達障がいに対する理解促進の取組（合理的配慮を含む） ○ ソーシャルスキルトレーニングの学習の実施に必要な専用のVR機器等を導入する発達障がい児・者の支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、就労移行支援等）を対象に助成（R2） 2事業者に対し助成	年度	H30	R1	R2	参加者数	296	380	※
年度	H30	R1	R2						
参加者数	296	380	※						

関連事業名と費用
H30からR2 世界自閉症啓発デー（4月2日）におけるブルーライトアップ及び発達障がい啓発週間（4月2日から8日）において実施してきた講演会等は「子どもの未来支援にかかる連携・協力に関する協定」に基づき共催実施 R2（補正予算）：発達障がい児者を支援する事業所専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習体制の整備 458千円



評価	①大阪府では、平成25年度以降、世界自閉症啓発デー及び発達障がい啓発週間を中心に、ブルーライトアップやシンポジウム等による啓発活動を官民連携により継続して取り組んでいる。また、その取り組みが報道で取り上げられるなど一定の成果が見られる。さらに府内全域で取組が進むよう市町村等にも積極的に働きかけていくべき。 ②また、啓発活動は直ちに形となった効果が出るものではないが、府民それぞれが発達障がいのある人への理解を深め、適切に接することができるよう、引き続き機会あるごとに啓発に関する取組は必要である。
-----------	---

新・発達障がい児者支援プラン（H30～R2）の評価のまとめ

- ◆ 平成26年3月に策定した「大阪府発達障がい児者支援プラン」（以下、「旧プラン」という。）に引き続き、平成30年3月に策定した「新・大阪府発達障がい児者支援プラン」（以下、「新プラン」という。）に基づき3年間の施策を位置づけ、継続して発達障がい児者支援について取り組んでこられた。
- ◆ これまでの取組により、発達障がいに対する早期の気付きと早期支援の実施、学校における支援教育等の充実、多様な就労支援の実施など、各分野において着実な成果が認められたほか、地域においても、発達障がいに係る福祉サービス事業所は年々増加し、療育の提供体制も量的には充実してきているが、引き続き、療育の質的向上が望まれる。
- ◆ また、大阪府では旧プラン及び新プランを通じて、発達障がいに対して先駆的に取り組んでこられた結果、二次医療圏ごとに療育拠点を設置し、個々の特性に応じた専門的な個別療育の提供と、地域の事業所の質の向上を目的とした機関支援の実施は、大阪府独自の取り組みとして定着してきた。さらに、府発達障がい者支援センターに地域支援マネージャーを配置し、各地域の自立支援協議会へ派遣することで関係機関間の連携を促進することにより、困難事例を解決に導くなどコンサルテーション事業においても一定の成果を上げてきた。
- ◆ 一方で、府内医療機関における発達障がいの初診待機期間は、平均7～8週間と依然として長く、また、特定の医療機関に初診待機患者が集中していることから、引き続き、発達障がいに関する専門医師や医療機関の確保、地域のかかりつけ医に対する発達障がいへの理解を向上させることが重要である。
- ◆ このような中、発達障がい児者支援施策については、発達障がい者支援法の改正（平成28年）や障がい者差別解消法の施行（平成28年）、改正障がい者雇用促進法の施行（平成30年）など法制度面の整備が行われたことなどにより、他の障がい児者支援施策と並んで取組が進められるようになってきた。一方で、いわゆる「8050問題」や教育と福祉の連携といった発達障がいの人だけでなく、障がいのある人全般に共通した課題も顕在化しており、発達障がい児者支援施策だけではなく、他の障がい児者支援施策と共通の視点で考えていくことも必要になってきている。
- ◆ 旧プラン及び新プランの策定にあたっては、当部会各委員から専門的な知見に基づき様々なご意見をいただくとともに、令和3年度以降の取組を見据え、今後の取組に関する提言を行ったところである。今後は、8年間の取組の成果を活かしつつ、さらなる課題を見据えながら、令和3年度から令和8年度の6年間を計画期間とする第5次障がい者計画に規定した発達障がい児者支援に関する取り組みを、着実に推進されることを期待する。

令和3年 月

大阪府自立支援協議会発達障がい児者支援体制整備検討部会